

工事の設計等の業務委託に係る最低制限価格の算定基準について

制定 平成25年5月31日

改正 平成25年10月8日

全部改正 平成29年5月30日

改正 平成27年5月29日、平成28年3月31日、平成29年3月30日、
平成31年4月26日、令和元年10月1日、令和6年4月22日

工事の設計及び監理並びに測量、地質調査その他の工事に関する調査、企画等(以下「工事」の設計等)という。)の業務委託に係る入札において設定する最低制限価格は、次の基準により算定する。

- 1 最低制限価格の算定の基礎とする額(以下「算定基礎額」という。)は、次の方法により計算して得た額とする。
 - (1) 予定価格の算定に用いた積算価格のうち、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額の合算額について、円未満の端数を切り捨てる。
 - ア 測量
 - (ア) 直接測量費の額
 - (イ) 測量調査費の額
 - (ウ) 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
 - イ 建築設計(建築関係の設備設計を含む。以下同じ。)
 - (ア) 直接人件費の額
 - (イ) 特別経費の額
 - (ウ) 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - (エ) 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - ウ 土木設計(土木関係の設備設計を含む。以下同じ。)
 - (ア) 直接人件費の額
 - (イ) 直接経費の額
 - (ウ) その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - (エ) 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
 - エ 地質調査
 - (ア) 直接調査費の額
 - (イ) 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (ウ) 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
 - (エ) 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
 - オ 補償調査
 - (ア) 直接人件費の額
 - (イ) 直接経費の額

- (ウ) その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- (エ) 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
- (2) 前号の額（当該額が次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のいずれかに該当するときは、それぞれ次に掲げる額）に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額とする。

ア 測量

(ア) 税抜きの予定価格の10分の8.2に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「税抜き予定価格の10分の8.2相当額」という。）を超える場合 税抜き予定価格の10分の8.2相当額

(イ) 税抜きの予定価格の3分の2に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「税抜き予定価格の3分の2相当額」という。）に満たない場合 税抜き予定価格の3分の2相当額

イ 建築設計、土木設計及び補償調査

(ア) 税抜きの予定価格の10分の8.1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「税抜き予定価格の10分の8.1相当額」という。）を超える場合 税抜き予定価格の10分の8.1相当額

(イ) 税抜きの予定価格の3分の2相当額に満たない場合 税抜き予定価格の3分の2相当額

ウ 地質調査

(ア) 税抜きの予定価格の10分の8.5に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「税抜き予定価格の10分の8.5相当額」という。）を超える場合 税抜き予定価格の10分の8.5相当額

(イ) 税抜き予定価格の3分の2相当額に満たない場合 税抜き予定価格の3分の2相当額

- (3) 測量、建築設計、土木設計、地質調査又は補償調査のいずれにも該当しない工事の設計等の業務委託については、税抜き予定価格の3分の2相当額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額）とする。

- 2 最低制限価格は、算定基礎額について、100分の100から100分の101までの範囲内において1,000分の1単位で無作為に抽出した数（ただし、算定基礎額以上の額の入札があり、かつ、算定基礎額に100分の101を乗じて得た数値（1,000円未満の端数がある場合にあつては、その端数金額を切り上げた額）以上の額の入札がない場合は、100分の100から、最も高い入札額を算定基礎額で除して得た数値までの範囲内において1,000分の1単位で無作為に抽出した数）を乗じて得た数値（1,000円未満の端数がある場合にあつては、その端数金額を切り上げた額）に100分の110を乗じて得た額

とする。

附 則（平成26年5月30日決定）

（施行期日）

1 この算定基準は、平成26年6月1日から実施する。

（適用区分）

2 この算定基準は、平成26年6月1日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成27年5月29日決定）

（施行期日）

1 この算定基準は、平成27年6月1日から実施する。

（適用区分）

2 この算定基準は、平成27年6月1日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成28年3月31日決定）

（施行期日）

1 この算定基準は、平成28年4月1日から実施する。

（適用区分）

2 この算定基準は、平成28年4月1日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成29年3月30日決定）

（施行期日）

1 この算定基準は、平成29年4月1日から実施する。

（適用区分）

2 この算定基準は、平成29年4月1日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成31年4月26日決定）

（施行期日）

1 この算定基準は、平成31年5月1日から実施する。

（適用区分）

2 この算定基準は、平成31年5月1日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（令和元年10月1日決定）

（施行期日）

1 この算定基準は、令和元年10月1日から実施する。

（適用区分）

2 この算定基準は、消費税及び地方消費税を合わせた税率として10%が適用される契約について適用する。

附 則（令和6年4月22日決定）

この算定基準は、令和6年5月1日から実施する。